

令和 2 年

第 3 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和2年 第3回 <u>定例</u> 臨時委員会 議事録			
委員会 日程			会場
開会日時	令和2年2月21日 午前 <u>後</u> 2時30分		佐渡総合教育センター 第2研修室 (畑野行政サービスセン ター4階)
閉会日時	令和2年2月21日 午前 <u>後</u> 4時00分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			中村 友子
1番委員 佐藤 辰夫			信田 恵子
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
説明のため出席した職員			
教育総務課		社会教育課	
課長	渡邊 裕次	課長	粕谷 直毅
課長補佐	高野 久之	ジオパーク推進室	
総務係長	飯田 誠	推進係主任	北見 明亜
学校教育課		世界遺産推進課	
課長	山田 裕之	文化財室長	岩崎 成正
管理主事	濱田 晴明		
傍聴人	有 <u>無</u>		
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果	
なし	
会議に付議した事件の題目	
議案第6号	佐渡市ジオパーク推進指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第7号	佐渡市文化財保護審議会への諮問について
議案第14号	佐渡市立中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について
議案第15号	佐渡市英語教育支援事業実施要綱を廃止する告示の制定について
議案第8号	佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第9号	佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について
議案第10号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について
議案第11号	佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第12号	管理職教員の人事異動内申について
議案第13号	佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等に係る専決処理について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 令和2年度当初予算概要（教育委員会）について 3 その他
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から令和2年第3回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第1「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、中村委員と信田委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第2、議案第6号「佐渡市ジオパーク推進指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 粕谷社会教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定が達成されたことによる見直しで、第1条の設置目的の「佐渡のジオパーク認定を目指し、その」を「佐渡のジオパーク活動の」に改めるものです。 ・ 第2条の職務について、(1)をジオサイトの整備、設定のための調査に関すること、(2)を市民講座等の実施による市民・関係機関等への普及啓発に関すること、(3)をパンフレット、ガイドブック、手引等の作成に関すること、(4)をジオパーク推進に係る指導・サポートに関することと改めるものです。 ・ 指導員の委嘱及び任期について、会計年度任用職員に移行し、新たに要綱を定めたことから、佐渡市嘱託職員任用規程が廃止され、それに伴い第3条を削除するものです。 ・ 第4条の服務について、1日7時間30分、5日分として1週間の勤務時間を37時間30分としていましたが、1週間の勤務日数を縮減する場合も想定されるため、37時間30分「以内」と改めるものです。 ・ その他の項目ですが、本要綱は教育委員会で審議、承認を得て告示を受けますが、今まで市長が定める記載になっていましたので、佐渡市教育委員会が定めるという形に訂正するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 粕谷社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対し、質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 第2条(1)、ジオポイントの削除の理由は何ですか。 ・ 今ほどのお話につきましては、ジオパーク推進係の北見から説明させます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北見ジオパーク推進係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジオポイントの削除の件につきましては、当初日本ジオパークができたときには、起点となるジオポイント、ジオサイトという2つに分かれていたのですが、今現在はジオサイトに統一しまして、ジオポイントがジオサイトに含まれて、それをまとめてジオサイトという形で表しています。それで、ジオポイントという表記を消して、ジオサイトの整備という形で統一しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 北見ジオパーク推進係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジオサイトの定義が変わったのですね。 ・ ジオポイントというのはなくなっただけです。そうですね。 ・ はい、そうです。ジオポイントはなくなり、ジオサイトで統一しました。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 岩崎文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質問、意見ございませんか。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおりに決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第6号「佐渡市ジオパーク推進指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第3、議案第7号「佐渡市文化財保護審議会への諮問について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市文化財保護条例第2条の規定に基づく「市指定文化財」について、別紙のとおり佐渡市文化財保護審議会へ諮問したいので議決を求めます。 ・ 提案理由は、佐渡市指定文化財の指定名称の変更についてです。令和元年6月11日に佐渡市指定文化財所有者から提出された指定文化財名称変更申請書について、佐渡市指定有形文化財（書籍）、書第3号、旧赤泊村が昭和51年3月27日に指定しました「伝親鸞上人筆十字名号」を「蓮如上人筆十字名号」に変更したいものです。 ・ 変更理由は、所有者から別添の変更申請の提出があり、三条教区宗祖親鸞聖人750回御遠忌実行委員会によりまとめられた「越後佐渡の親鸞聖人と蓮如上人」には、蓮如上人が書いたと明記されております。この十字名号は、寛正5年5月7日、尾張国羽栗郡、今の岐阜県各務原市にあった河野道場の善性が道場の本尊として蓮如上人から下付けしてもらったものであることが裏書により明らかになり、親鸞聖人とは時代に差があるということが資料2と3のところで判明しましたので、文化財保護審議会に審議をお願いしたく、諮問するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対し質問、ご意見等ありましたらお願いします。 ・ 提案理由については了解したつもりですが、資料の13ページと14ページで理解できないところがあります。添付5、添付6と書いてある14ページの資料は、文化財室で作られましたか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎文化財室長 ・ 仲川委員 ・ 岩崎文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ 13ページも文化財室で作ったものですか。 ・ 添付資料の5の部分ですが、まず上段の部分が現指定の指定書の内容を書いてございます。下の部分につきましては、変更後、文化財保護審議会に諮りまして、審議され、答申されました暁には、こういった変更後の指定書に変更したいというところです。 ・ 添付資料の6につきましても、変更前は現在ホームページに掲載されているものですが、変更後というのが、これは案ですが、答申されて、承認が

	<p>された場合には、こういった方向で変更したいということで載せさせていただきました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恐らく文化財審議会で指摘されると思いますので、前もって確認しておきます。13、14 ページに各3か所、合計6か所ある蓮如上人の十字名号は阿弥陀如来さんを称えるという意味での名号です。「帰命尽十方無碍光如来」と阿弥陀如来のことをいっているのです。ところが13ページの下のところには「十方」ではなく「十万」と書いてある。それから、「無碍」ではなく「無擬」と書いてある。14 ページにも2か所あります。明らかな間違いです。合計6か所、しっかり直してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘になられたところ、これは資料を出すのが早くて、またその後も調査を続けていた状態で、一昨日、また関係する方にお伺いしたところ、同じところを指摘されました。そのところは直します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来は教育委員会に出す前にそちらで気づいて直さなければいけない。この議案の中で最も重要なところですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会などでそのところはきちんと説明します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にございませんか。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 <p>よって、議案第7号「佐渡市文化財保護審議会への諮問について」は原案どおり可決されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第4、議案第14号「佐渡市中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度から導入を進めている中学校の部活動指導員について、昨年度はその身分が非常勤特別職という扱いでしたが、令和2年4月から会計年度任用職員の制度が導入されるに伴い、部活動指導員も会計年度任用職員となるということで、規則の一部を改正するものです。 ・ 第3条については身分についての改正となります。第8条については、身分が変わることに伴い報酬及び費用弁償の規定が変わりますので、そのことについて改正するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 ・山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・異議なしと認めます。 ・よって、議案第 14 号「佐渡市立中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・日程第 5、議案第 15 号「佐渡市英語教育支援事業実施要綱を廃止する告示の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この要綱は、佐渡市が誕生した際、旧市町村の一部でALT以外の外国人等の指導者から英語の講師をお願いしていたものを引き継ぐ形で佐渡市が定めた要綱です。その後、市内の全小中学校にALTが配置されるということになり、本要綱に基づく英語教育支援のための講師の派遣は平成 20 年代前半から実施しておりません。また、今後も行いう予定はありませんので、今回会計年度任用職員制度導入に伴い、他の規則等も見直しを行っている中、総務課法規担当の方からの指導もあり、廃止するものです。 ・ただ今の説明に対し、質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・発言なし ・質疑なしと認めます。 ・これより採決いたします。 ・本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・異議なしと認めます。 ・よって、議案第 15 号「佐渡市英語教育支援事業実施要綱を廃止する告示の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ここでお諮りします。議案第 8 号から議案第 13 号まで及び報告事項 1 は、人事及び個人情報に関する内容であることから、また報告事項 2、令和 2 年度当初予算概要（教育委員会）につきましては、議会に提出し公表する前の案件であることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・挙手 ・それでは、議案第 8 号から議案第 13 号まで並びに報告事項 1 及び報告事項 2 は秘密会とすることといたします。 <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第 8 号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、岩崎文化財室長が説明する。 ・議案第 9 号「佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」、粕谷社会教育課長が説明する。 <p>【上記の議案について、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第 10 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について」、山田学校教育課長が説明する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育総務課長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 	<p>【上記の議案について、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 11 号「佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、粕谷社会教育課長が説明する。 <p>【上記の議案について、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 12 号「管理職教員の人事異動内申について」、濱田管理主事が説明する。 <p>【上記の議案について、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 13 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等に係る専決処理について」渡邊教育総務課長が説明する。 <p>【上記の議案について、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 1 「学校情報について」、濱田管理主事が説明する。 ・ 報告事項 2 「令和 2 年度当初予算概要（教育委員会）について」、渡邊教育総務課長が説明する。 <p>【上記の議案について、質疑を経て終了する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 3 「その他」ですが、事務局から何かありますか。 ・ ありません。 ・ 委員の皆様から何かございますか。 ・ 発言なし ・ ないようですので、日程第 12、報告事項はこれで終了いたします。 ・ 日程第 13、次回会議の開催日について事務局の説明を求めます。 ・ 【3 月 23 日月曜日午前 9 時から佐渡市教育委員会定例会を開催することで提案し、各委員の都合を聞いて調整した。】 ・ 以上で令和 2 年第 3 回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後 4 時 00 分終了</p>
--	--